

○財務省告示第十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年一月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札発行と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場に特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者」）

六										五									
ハ					ロ					イ									
行争非者特国					行争非者特国					行争非者特国									
入価・別債市					入価・別債市					入価・別債市									
札格第II加場					札格第I加場					札格第II加場									
発競					発競					発競									
額面金額で千百八十五億円					額面金額で千五百五十五億円					額面金額で六千四百三十五億円									
										込募各当も各 み限度債るの申 の額の市場特 応募額の範囲 を割りに参加 り当いて各申 る。各の申 。各の申 。各の申 。各の申					発別 行参 「加 と者 いう・ 。第 II 非 価 格 競 争 入 札				

										七		八		九		十		十	
										イ		ロ		イ		ロ		イ	
										払				振		最		発	
										込				替		額		行	
										金				単		面		行	
										額				位		金		日	
										額				の		の		格	
										争				記		記		争	
										行				載		載		行	
										格				又		又		格	
										競				は		は		競	
										I				規		規		I	
										加				定		定		加	
										場				に		に		場	
										行				よ		よ		行	
										札				る		る		札	
										発				振		振		発	
										行				替		替		行	
										格				口		口		格	
										競				座		座		競	
										争				簿		簿		争	
										行								行	
										札								札	
										発								発	
										行								行	
										行								行	
										日								日	
										平								平	
										成								成	
										二								二	
										十								十	
										九								九	
										十								十	
										四								四	
										銭								銭	
										金								金	
										額								額	
										百								百	
										円								円	
										に								に	
										つ								つ	
										き								き	
										九								九	
										十								十	
										八								八	
										円								円	
										八								八	
										八								八	
										六		千		五		千		五	
										千		百		十		千		百	
										三		十		一		十		十	
										百		六		億		二		億	
										十		十		千		千		千	
										億		四		百		百		億	
										千		千		四		十		千	
										八		百		十		十		八	
										百		五		万		万		百	
										五		万		円		円		五	

十  
三

初 入 価 ・  
期 札 格 第  
利 発 競 II  
子 行 争 非

十  
四

後 第  
の 二  
利 期  
子 以

十 十 十  
五 六 七

償 償  
還 還  
金 金  
支 支  
額 額  
限

十  
九

払 者  
込 入  
期 札  
日 参  
加

平 財  
成 務  
二 大  
十 臣  
九 か  
年 ら  
十 通  
二 知  
十 受  
二 け  
十 た  
日 者

日 本 銀 行

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

平 成 五 十 九 年 十 二 月 十 日  
る 利 子 を 支 払 う 。  
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す  
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お  
毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十  
後 の 利 子

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

す 次 所 が 金 と 平 年  
る 号 の の 銀 額 し 成 ○  
期 及 翌 行 を を 、 三 ・  
日 び 営 休 支 次 十 八  
に 第 業 業 払 の 年 十  
つ 十 日 に 日 支 算 六 十  
い 五 に 支 当 だ 式 月 二  
て 号 に 払 たり だ により 十  
同 十 日 一 たり 算 日 を 支  
じ 。 五 にお う 算 日 支  
。 日 いて 以 下 は 支 払 期  
規 定